

日本脳炎の予防接種に係る特例への対応について（案）

資料 2

日本脳炎の予防接種の政令上の接種対象者

第1期接種対象者：生後6月から90月まで（積極的勧奨は3歳、4歳に実施）

※第1期は3回接種することとされている。1回目と2回目の接種間隔は6日以上、2回目と3回目の接種間隔は6月以上空ける

第2期接種対象者：9歳以上13歳未満の者（積極的勧奨は9歳に実施）

経緯

平成17年5月30日から平成22年3月31日・・・積極的勧奨の差し控え

平成22年4月～

平成23年4月～

・・・第1期の積極的勧奨を再開

・・・平成23年度の第2期の積極的勧奨を再開

（毎年度、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、第2期の積極的勧奨を再開）

平成22年度の積極的勧奨の再開後の対応

- 現状、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者が、政令上の接種対象者であるにもかかわらず、積極的勧奨の差し控え期間に第1期の接種ができなかったことを、予防接種実施規則（省令）附則第4条において救済
- しかし、附則第4条第1項又は第2項では、9歳以上13歳未満の者が第1期の接種を受け終え、次に第2期の接種を受ける場合の間隔を規定していないため、接種間隔を規定する必要がある



附則第5条（※）第1項及び第5項で、3回目と4回目の予防接種の接種間隔は6日以上と規定されていることを踏まえ、
附則第4条第1項又は第2項により、9歳以上13歳未満の者が第1期の接種を受け終え、次に第2期の接種を受ける
場合の接種間隔を6日以上とする。

（※）積極的勧奨の差し控え期間に3歳、4歳、9歳（積極的勧奨の対象年齢）にあり、第1期・第2期の接種ができなかった者を救済するため、日本脳炎の
予防接種の対象年齢を「4歳以上20歳未満の者」とする特例が政令に規定されたことに伴い、本特例対象者は、省令に基づいた実施方法をとること
ができないため、改めて接種間隔等の実施方法を省令附則第5条に規定。

生 年 度

H7	H8	...	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	...	H27	H28	H29	...
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附則第5条対象者

（平成17～21年度に3歳、4歳、9歳）

附則第4条対象者

（平成17～21年度に0～2歳）

通常の接種方法で接種

○ 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）（抄）

（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）

第一条の三 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予防接種の対象者
日本脳炎	一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
	二 九歳以上十三歳未満の者

附 則

（市町村長が行う予防接種の対象者の特例）

- 4 平成七年四月二日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての第一条の二第一項の表日本脳炎の項の適用については、同項中「一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
二 九歳以上十三歳未満の者」とあるのは、「四歳以上二十歳未満の者」とする。

○ 予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）（抄）

（第一期予防接種）

第十四条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあっては〇・二五ミリリットルとする。

- 2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあっては〇・二五ミリリットルとする。

（第二期予防接種）

第十五条 日本脳炎の第二期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附 則

（日本脳炎の予防接種に係る特例）

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であって令第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

- 2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であって令第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十四条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

第五条 平成七年四月二日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であって日本脳炎の予防接種のうち四回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2 特例対象者であって日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後六月以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、九歳以上の者に対し、第三回目の接種後六日以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。